

事務総局会議（第13回）議事録

日時	平成29年4月11日（火）午後1時30分～午後2時18分
場所	総局会議室
出席者	今崎事務総長，中村総務局長，堀田人事局長，笠井経理局長，平田民事局長兼行政局長，平木刑事局長，村田家庭局長，氏本秘書課長兼広報課長，安東情報政策課長，門田審議官
議事	平成29年における裁判官の視察について 氏本秘書課長説明（資料）
結果	◎ 裁判官会議付議
秘書課長 氏 本 厚	

(平成29. 4. 11 秘書印)

平成29年における最高裁判所判事の国内視察について
(憲法週間に伴う最高裁判所判事視察)

裁判官の視察庁一覧(案)

管 内	視 察 庁	裁 判 官
東 京 (第三小法廷)	東京	岡 部 裁 判 官
		林 裁 判 官
	千葉	木 内 裁 判 官
東 京 (第一小法廷)	横浜	大 谷 裁 判 官
	甲府, 長野	木 澤 裁 判 官
大 阪 (第一小法廷)	大阪, 奈良	小 池 裁 判 官
	京都, 神戸	山 口 裁 判 官
名 古 屋 (第二小法廷)	名古屋	鬼 丸 裁 判 官
	津, 岐阜	小 貫 裁 判 官
	金沢, 富山	山 本 裁 判 官
広 島 (第二小法廷)	山口	鬼 丸 裁 判 官
	岡山, 鳥取	菅 野 裁 判 官
福 岡 (第三小法廷)	福岡	林 裁 判 官
	佐賀, 長崎	山 崎 裁 判 官
	大分, 宮崎	戸 倉 裁 判 官
	熊本, 鹿児島	木 内 裁 判 官
仙 台 (第一小法廷)	福島	大 谷 裁 判 官
	秋田, 青森	池 上 裁 判 官
札 幌 (第三小法廷)	札幌	戸 倉 裁 判 官
	旭川	山 崎 裁 判 官
	釧路	岡 部 裁 判 官
高 松 (第二小法廷)	高松, 松山	菅 野 裁 判 官
	徳島, 高知	山 本 裁 判 官

事務総局会議（第14回）議事録

日時	平成29年4月25日（火）午前10時00分～午前11時40分
場所	総局会議室
出席者	今崎事務総長，中村総務局長，堀田人事局長，笠井経理局長，平田民事局長兼行政局長，平木刑事局長，村田家庭局長，氏本秘書課長兼広報課長，安東情報政策課長，門田審議官
議事	1 人事関係等事務打合せ（高裁事務局次長）の開催について 堀田人事局長説明（資料第1） 2 人事関係事務協議会の開催について 堀田人事局長説明（資料第2） 3 人事管理協議会の開催について 堀田人事局長説明（資料第3） 4 経理関係事務協議会の開催について 笠井経理局長説明（資料第4）
結果	◎ 了承 1, 2, 3, 4
秘書課長 氏本厚	

(平成29.4.25 人総印)

人事関係等事務打合せ（高裁事務局次長）の開催

- 1 主 催 最高裁判所
- 2 期 日 平成29年5月24日（水）及び25日（木）
- 3 場 所 最高裁判所
- 4 協議事項 人事行政等事務全般の連絡協議
- 5 出席者 高等裁判所事務局次長8人

(平成29. 4. 25 人総印)

人事関係事務協議会の開催

1 開催日程等

次のとおり共催とする。

主催(共催)庁	期 日	開催場所
東京，広島高等裁判所	平成29年7月10日(月)	東京高等裁判所
大阪，仙台高等裁判所	平成29年7月12日(水)	大阪高等裁判所
名古屋，札幌高等裁判所	平成29年7月13日(木)	名古屋高等裁判所
福岡，高松高等裁判所	平成29年7月4日(火)	福岡高等裁判所

2 協議事項 人事事務の処理に関し考慮すべき事項

3 協議員 各高等裁判所の事務局次長及び人事課長並びに各地方裁判所及び
各家庭裁判所の事務局長

(平成29. 4. 25人職印)

人事管理協議会の開催

- 1 主催（共催）庁 東京（高松），大阪（札幌），広島（名古屋），福岡（仙台）高等裁判所
- 2 期 日 平成29年9月中の1日
- 3 場 所 東京，大阪，広島，福岡高等裁判所
- 4 協議事項 人事管理上の諸問題
- 5 協議員 主催庁の事務局次長，各高等裁判所の人事課長並びに各地方裁判所及び各家庭裁判所の事務局次長

(平成29. 4. 25 経監印)

経理関係事務協議会の開催

1 開催日程等

次のとおり共催とする。

主催(共催)庁	期 日 (人事関係事務協議会の翌日)	開催場所
東京，広島高等裁判所	平成29年7月11日(火)	東京高等裁判所
大阪，仙台高等裁判所	平成29年7月13日(木)	大阪高等裁判所
名古屋，札幌高等裁判所	平成28年7月14日(金)	名古屋高等裁判所
福岡，高松高等裁判所	平成28年7月 5日(水)	福岡高等裁判所

2 協議事項 経理事務の処理に関し考慮すべき事項

- 3 協議員 各高等裁判所の事務局次長及び会計課長並びに各地方裁判所及び
各家庭裁判所の事務局長 合計 111人

事務総局会議（第15回）議事録	
日時	平成29年5月16日（火）午後2時45分～午後4時22分
場所	総局会議室
出席者	今崎事務総長，中村総務局長，堀田人事局長，笠井経理局長，平田民事局長兼行政局長，平木刑事局長，村田家庭局長，氏本秘書課長兼広報課長，安東情報政策課長，門田審議官
議事	1 常置委員について 氏本秘書課長説明（資料第1） 2 平成29年度外国出張計画について 氏本秘書課長説明（資料第2） 3 裁判所が司法行政事務に関して保有する個人情報の取扱要綱等の一部改正について 中村総務局長説明（資料第3） 4 保管金取扱規程等の一部を改正する省令の施行及び裁判所会計事務規程の制定に伴う裁判所の事件に関する保管金等の取扱いに関する規程の一部改正について 中村総務局長説明（資料第4）
結果	◎ 裁判官会議付議 1, 3, 4 ◎ 了承 2
秘書課長 氏 本 厚 司	

(平成29.5.16秘書印)

常置委員

平成29年6月1日から同年7月20日まで及び同年8月31日から同年12月31日までの常置委員を次のとおりとする。

第一小法廷	山 口 裁 判 官
第二小法廷	山 本 裁 判 官
第三小法廷	山 崎 裁 判 官

(平成 29. 5. 16 秘書涉外二印)

平成 29 年度外国出張計画

出張

1 最高裁判所判事国際会議出席等

- (1) フランス 最高裁判事 1 人
- (2) (1)の随行 裁判官 1 人

2 国際会議

- (1) ワシントン大学イノベーション政策研究所 (CASRIP) 主催の特許関係国際会議 (米国, 約 5 日間) 【行政局】 裁判官 1 人
- (2) ハーグ国際私法会議主催のアジア太平洋シンポジウム (大韓民国, 約 5 日間) 【家庭局】 裁判官 2 人

3 裁判官短期在外研究

- ワシントン大学イノベーション政策研究所 (CASRIP) 主催の特許関係セミナー (米国, 約 1 週間) 【行政局】 裁判官 1 人

(平成29. 5. 16 総一印)

裁判所が司法行政事務に関して保有する個人情報の取扱要
綱等の一部改正について

(配布資料目録)

- 1 裁判官会議議決事項(案)
- 2 新旧対照条文

裁判官会議議決事項（案）

- 1 平成27年7月1日から実施の「裁判所が司法行政事務に関して保有する個人情報取扱要綱」の一部を別紙1のように改正する。
- 2 平成27年7月1日から実施の「情報公開・個人情報保護審査委員会要綱」の一部を別紙2のように改正する。

(別紙 1)

「裁判所が司法行政事務に関して保有する個人情報の取扱要
綱」の一部改正について

1 記第 1 の 1 を次のように改める。

1 この取扱要綱において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次のいずれかに該当するものをいう。

(1) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。2 の(2)において同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

(2) 個人識別符号が含まれるもの

2 記第 1 の 4 を同 6 とし、同 3 を同 5 とし、同 2 中「（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。以下同じ。）」を削り、同 2 を同 4 とし、同 1 の次に次のように加える。

2 この取扱要綱において「個人識別符号」とは、次のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、別に定めるものをいう。

(1) 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの

(2) 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であつて、

その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

3 この取扱要綱において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして別に定める記述等が含まれる個人情報をいう。

3 記第3の1の(8)を同(9)とし、同(7)を同(8)とし、同(6)を同(7)とし、同(5)の次に次のように加える。

(6) 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨

4 記第3の3中「(6)」を「(7)」に改める。

5 記第4の2の(2)中「記述等」の次に「及び個人識別符号」を加える。

付 記

この改正は、平成29年5月30日から実施する。

(別紙2)

「情報公開・個人情報保護審査委員会要綱」の一部改正について

第6の1の(2)中「記第1の2」を「記第1の4」に改める。

付 記

この改正は、平成29年5月30日から実施する。

「裁判所が司法行政事務に関して保有する個人情報の取扱要綱」の新旧対照条文

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	現 行
第1 定義 1 この取扱要綱において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、<u>次のいずれかに該当するものをいう。</u> (1) <u>当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。2の(2)において同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）</u> (2) <u>個人識別符号が含まれるもの</u> 2 この取扱要綱において「個人識別符号」とは、<u>次のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、別に定めるものをいう。</u> (1) <u>特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの</u> (2) <u>個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関して割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であつて、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り</u>	第1 定義 1 この取扱要綱において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、<u>当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。</u> [新設] [新設] [新設]

当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

3 この取扱要綱において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見、その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして別に定める記述等が含まれる個人情報をいう。

4 この取扱要綱において「保有個人情報」とは、裁判所の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、裁判所の職員が組織的に利用するものとして、裁判所が保有しているものをいう。ただし、司法行政文書（裁判所の職員が職務上作成し、又は取得した司法行政事務に関する文書、図画及び電磁的記録であって、裁判所の職員が組織的に用いるものとして、裁判所が保有しているものをいう。以下同じ。）に記録されているものに限る。

5 （略）

6 （略）

第3 個人情報ファイル簿の作成及び公表

1 裁判所が保有している個人情報ファイルについては、別に定めるところにより、次に掲げる事項を記載した帳簿（3において「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表するものとする。

(1)～(5) （略）

(6) 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨

(7) （略）

(8) （略）

(9) （略）

3 1にかかわらず、裁判所は、記録項目の一部若しくは1の(5)若しくは(7)に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著し

[新設]

2 この取扱要綱において「保有個人情報」とは、裁判所の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、裁判所の職員が組織的に利用するものとして、裁判所が保有しているものをいう。ただし、司法行政文書（裁判所の職員が職務上作成し、又は取得した司法行政事務に関する文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。以下同じ。）であって、裁判所の職員が組織的に用いるものとして、裁判所が保有しているものをいう。以下同じ。）に記録されているものに限る。

3 （略）

4 （略）

第3 個人情報ファイル簿の作成及び公表

1 裁判所が保有している個人情報ファイルについては、別に定めるところにより、次に掲げる事項を記載した帳簿（3において「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表するものとする。

(1)～(5) （略）

[新設]

(6) （略）

(7) （略）

(8) （略）

3 1にかかわらず、裁判所は、記録項目の一部若しくは1の(5)若しくは(6)に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著し

い支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル毎に掲載しないことができる。

第4 開示

1 (略)

2 部分開示

(1) (略)

(2) 開示の申出があった保有個人情報に行政機関個人情報保護法第14条第2号の情報の相当するもの(開示の申出があった保有個人情報の本人以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示の申出があった保有個人情報の本人以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)に限る。)が含まれている場合において、同号の情報のうち、氏名、生年月日その他の開示の申出があった保有個人情報の本人以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示の申出があった保有個人情報の本人以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報の相当するものには含まれないものとみなして、(1)に定めるところによる。

3～8 (略)

第5～第10 (略)

付 記

この改正は、平成29年5月30日から実施する。

い支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル毎に掲載しないことができる。

第4 開示

1 (略)

2 部分開示

(1) (略)

(2) 開示の申出があった保有個人情報に行政機関個人情報保護法第14条第2号の情報の相当するもの(開示の申出があった保有個人情報の本人以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示の申出があった保有個人情報の本人以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)に限る。)が含まれている場合において、同号の情報のうち、氏名、生年月日その他の開示の申出があった保有個人情報の本人以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、開示しても、開示の申出があった保有個人情報の本人以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報の相当するものには含まれないものとみなして、(1)に定めるところによる。

3～8 (略)

第5～第10 (略)

「情報公開・個人情報保護審査委員会要綱」の新旧対照条文

(傍線部分は改正部分)

改正後	現 行
第1～第5 (略) 第6 委員会の調査方法 1 委員会は、必要があると認めるときは、最高裁判所に対し、次に掲げるものの提示を求めることができる。 (1) (略) (2) 保有個人情報要綱記第8の1の苦情の申出に係る保有個人情報(保有個人情報要綱記第1の<u>4</u>に定める保有個人情報をいう。2において同じ。) 2～3 (略) 第7～第9 (略) <u>付 記</u> <u>この改正は、平成29年5月30日から実施する。</u>	第1～第5 (略) 第6 委員会の調査方法 1 委員会は、必要があると認めるときは、最高裁判所に対し、次に掲げるものの提示を求めることができる。 (1) (略) (2) 保有個人情報要綱記第8の1の苦情の申出に係る保有個人情報(保有個人情報要綱記第1の<u>2</u>に定める保有個人情報をいう。2において同じ。) 2～3 (略) 第7～第9 (略)

(平成29.5.16総三印)

保管金取扱規程等の一部を改正する省令の施行及び裁判所会計事務規
程の制定に伴う裁判所の事件に関する保管金等の取扱いに関する規程
の一部改正について

(配布資料目録)

- 1 裁判所の事件に関する保管金等の取扱いに関する規程の一部を改正する規程案
- 2 裁判所の事件に関する保管金等の取扱いに関する規程の一部を改正する規程の
理由案
- 3 裁判所の事件に関する保管金等の取扱いに関する規程の一部を改正する規程新
旧対照条文

(平成二九・五・一六総三印)

最高裁判所規程第 号

裁判所の事件に関する保管金等の取扱いに関する規程の一部を改正する規程

裁判所の事件に関する保管金等の取扱いに関する規程(昭和三十七年最高裁判所規程第三号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 保管金提出書に記名押印して提出者に交付し、国庫内の移換の手續により保管金を日本銀行に払い込

ませ、当該保管金提出書を歳入歳出外現金出納官吏に提出させる方法

第六条第一項中「下級裁判所会計事務規程(平成七年最高裁判所規程第一号)第二十五条」を「裁判所会計事務規程(平成二十九年最高裁判所規程第四号)第二十六条」に改める。

附 則

この規程は、平成二十九年七月一日から施行する。

理 由

保管金取扱規程等の一部を改正する省令の施行及び裁判所会計事務規程の制定に伴い、裁判所の事件に関する保管金等の取扱いに関する規程について所要の整備等をする必要がある。これが、この規程を制定する理由である。

裁判所の事件に関する保管金等の取扱いに関する規程の一部を改正する規程新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

裁判所の事件に関する保管金等の取扱いに関する規程(昭和三十七年最高裁判所規程第三号)

新	旧
(受入れ) 第五条 係書記官は、当事者その他の関係人が保管金又は保管有価証券を提出すべき場合において、受入れに関する事務を取り扱うときは、次に掲げるいずれかの方法によらなければならない。 一・二 (略) 三 保管金提出書に記名押印して提出者に交付し	(受入れ) 第五条 係書記官は、当事者その他の関係人が保管金又は保管有価証券を提出すべき場合において、受入れに関する事務を取り扱うときは、次に掲げるいずれかの方法によらなければならない。 一・二 (略) (新設)

、国庫内の移換の手續により保管金を日本銀行に払い込ませ、当該保管金提出書を歳入歳出外現金出納官吏に提出させる方法

四 (略)

2 (略)

(払出通知等)

第六条 保管金及び保管有価証券の払出しをすべき場合には、係書記官は、その旨を裁判所会計事務規程（平成二十九年最高裁判所規程第四号）第二十六條に規定する保管票により、又は保管金用電子情報処理組織を用いて、これを出納官吏等に通知しなければならない。

2 (略)

三 (略)

2 (略)

(払出通知等)

第六条 保管金及び保管有価証券の払出しをすべき場合には、係書記官は、その旨を下級裁判所会計事務規程（平成七年最高裁判所規程第一号）第二十五條に規定する保管票により、又は保管金用電子情報処理組織を用いて、これを出納官吏等に通知しなければならない。

2 (略)

事務総局会議（第16回）議事録

日時	平成29年5月30日（火）午前10時00分～午前11時32分
場所	総局会議室
出席者	今崎事務総長，中村総務局長，堀田人事局長，笠井経理局長，平田民事局長兼行政局長，平木刑事局長，村田家庭局長，徳岡秘書課長兼広報課長，安東情報政策課長，門田審議官
議事	1 平成29年度簡易裁判所民事事件担当裁判官等事務打合せの開催について 平田民事局長説明（資料第1） 2 知的財産権訴訟研究会の開催について 平田行政局長説明（資料第2） 3 知的財産権関係事件担当専門委員実務研究会の開催について 平田行政局長説明（資料第3）
結果	◎ 了承 1, 2, 3
秘書課長 徳岡 治	

(平成29.5.30民二印)

簡易裁判所民事事件担当裁判官等事務打合せの開催について

- 1 主催 最高裁判所
- 2 期日 平成29年9月29日(金)
- 3 場所 最高裁判所
- 4 協議事項 (1) 交通損害賠償訴訟の合理的な審理・判決モデルの定着を図る上で庁として取り組むべき事項
(2) 民事調停の利点を生かし、利用者のニーズに応える調停運営を実現し、その利用を促進する上で庁として取り組むべき事項
- 5 出席者 (1) 東京、横浜、さいたま、千葉、大阪、京都、神戸、名古屋、広島、福岡、仙台、札幌及び高松の各簡易裁判所の民事事件担当裁判官1人(できるだけ民事訴訟事件及び民事調停事件の両方を担当している裁判官。なお、東京及び大阪の各簡易裁判所は民事訴訟事件担当裁判官及び民事調停事件担当裁判官1人ずつ。)
(2) (1)の各簡易裁判所を管轄する地方裁判所において、民事事件を担当し、かつ、簡易裁判所との連携において中心的役割を担う部総括判事等の裁判官1人
(3) 東京簡易裁判所の民事首席書記官並びに大阪、名古屋、福岡及び札幌の各簡易裁判所の首席書記官
(4) (1)の各簡易裁判所を管轄する地方裁判所(東京、大阪、名古屋、福岡及び札幌を除く。)の民事首席書記官又は民事次席書記官のいずれか1人
- 6 オブザーバー 東京及び大阪の各簡易裁判所の司法行政事務掌理裁判官

合計43人

(平成29. 5. 30行一印)

知的財産権訴訟研究会の開催について

- 1 主催 知的財産高等裁判所
- 2 期日 平成29年10月5日(木)の午後(半日)
- 3 場所 知的財産高等裁判所
- 4 研究事項 知的財産権訴訟について考慮すべき実務上の諸問題
- 5 出席者 知的財産高等裁判所の各部の部総括裁判官及び陪席裁判官1人並びに大阪高等裁判所、東京地方裁判所及び大阪地方裁判所の知的財産権関係事件を担当する各部の部総括裁判官及び陪席裁判官1人(知的財産高等裁判所は8人、大阪高等裁判所は2人、東京地方裁判所は8人、大阪地方裁判所は4人) 合計 22人

(平成29.5.30行一印)

知的財産権関係事件担当専門委員実務研究会の開催について

- 1 主催 知的財産高等裁判所
- 2 期日 平成29年12月6日(水)の午後(半日)
- 3 場所 知的財産高等裁判所
- 4 研究事項 知的財産権関係事件における専門委員の関与の在り方
- 5 出席者 (1) 知的財産高等裁判所の裁判官並びに東京地方裁判所及び大阪地方裁判所の知的財産権関係事件を担当する裁判官(東京地方裁判所は8人、大阪地方裁判所は4人)
(2) 東京高等裁判所の知的財産権関係事件担当の専門委員(知的財産権関係事件に関与したことがある者及び本研究会への出席を希望する者で、東京高等裁判所の定める者)